

令和6年10月25日

第4回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第4回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和6年10月25日(金) 午後2時～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3階会議室）

議事日程

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の規定による許可取消について

報告第3号 利用状況調査に係る非農地判断の取消について

議案第1号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
(所有権移転分)
(利用権設定分)

議案第2号 「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定について

議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第4号 「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について

議案第5号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について

議案第6号 農用地あっせん申出について

議案第7号 利用状況調査に係る非農地判断について

その他

1 出席委員

農業委員

1 番 松 木 茂 久	2 番 生 川 裕 也	3 番 福 々 迫 義 隆
4 番 前 田 真 津 美	5 番 井 手 康 則	6 番 西 村 久 則
	8 番 石 嶺 義 孝	9 番 下 高 原 誠
10 番 内 藺 光 弘	11 番 西 川 路 利 広	12 番 西 山 昭 二
13 番 小 荒 田 大 樹	14 番 徳 留 幸 信	15 番 下 川 道 孝
16 番 池 田 由 美 子	17 番 濱 田 保	18 番 田 代 繁 樹
19 番 税 田 祐 子		

農地利用最適化推進委員

20 番 川 畑 淳 一	21 番 森 川 泰 夫	22 番 奥 村 祐 樹
23 番 前 田 剛	24 番 今 村 量 則	25 番 南 圭 司
26 番 京 田 富 久	27 番 鶴 田 伸 一 郎	28 番 小 村 亮 太
29 番 湯 之 上 大 幸	30 番 廣 森 修	31 番 田 之 上 洋
32 番 濱 田 卓 郎	33 番 上 拂 忠	34 番 松 澤 雅 人
35 番 澤 山 善 治	36 番 下 吹 越 浩 之	
38 番 塚 田 右 京		

1 小委員長

4 番 前 田 真 津 美

1 欠席委員

7 番 滝 下 真 弥 子 37 番 大 迫 恵 太

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

小 吉 建 治

主幹兼農地総務係長

前 村 修

農地総務係主査

榊 原 かおり

主幹兼振興係長

前 田 昭 市

振興係主事

藤 久 保 宏 実

振興係主事

今 吉 蓮 樺

主幹兼地域計画係長

向 吉 真 一

地域計画係主査

宮 崎 美 里

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地総務係長 前 村 修

1 開会 午後2時

事務局	全員、ご起立ください。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。
議長	ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第4回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「9番委員」と「10委員」を指名いたします。 早速、議題に入ります。 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。 議案書の1ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、報告第2号農地法第3条の規定による許可取消についてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第2号農地法第3条の規定による許可取消についての説明をいたします。 議案書の3ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明)
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、報告第3号利用状況調査に係る非農地判断の取消についてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第3号利用状況調査に係る非農地判断の取消についての説明をいたします。 議案書の4ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明)
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る

事務局

意見決定についてのうち、所有権移転分を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

議案書の５ページをお開きください。

今月の議案第１号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分は、８件でございます。

（番号１を議案書どおり読み上げ説明）

以下については、お目通しください。

今回の所有権移転分につきましては、すべて農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると思われま

議長

す。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第１号のうち所有権移転分の１番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第２５条の規定に基づき、１２番委員の退席を求めます。

（１２番委員の退席を確認）

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第１号のうち所有権移転分の１番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第１号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分の１番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

（１２番委員の復席を確認）

次に、議案第１号のうち所有権移転分の２番から６ページ８番まで、一括審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第１号のうち所有権移転分の２番から８番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第１号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分の２番から８番については、

	原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	今月の議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分は、議案書の7ページから9ページまでの11件で、うち新規が6件、再設定が5件となっています。 議案書の7ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 なお、9ページの総合計は21筆、18,624㎡です。 今回の利用権設定分につきましては、すべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。
議長	皆様のご審議をよろしくお願いいたします。 ただいま、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第1号のうち利用権設定分の1番については、新規就農者に関する案件で、地区担当委員が、営農状況等の調査を行っておりますので、担当委員の報告を求めます。
17番委員	番号1番につきまして、10月1日に、私と36番委員で調査を行いましたので、ご報告いたします。 申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。 申請人は会社員でしたが、実家が農家であったことから、自分で農業を始めようと思い、このたび新規就農者となりました。 農機具等は親のものを借用し、栽培技術については、親に教わることです。機械の操作については、県立農業大学校で農業用大型特殊免許を取得し、メンテナンス方法も習得したため、問題はありません。 作業に従事するのは、基本的に1人ですが、繁忙期には親の手伝いをもらうということです。 栽培品目としては、オクラ、ソラマメ、スナックエンドウを中心に、年間販売高350万円を目指しているということです。 なお、営農計画書を資料の1ページに添付していますので、ご参照ください。
議長	以上で報告を終わります。 ただいま、担当委員による報告のとおりであります。 それでは、議案第1号のうち利用権設定分の1番について、ご審議願います。

委員
議長

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号のうち利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号のうち利用権設定分の2番から9ページ11番まで、一括審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第1号のうち利用権設定分の2番から11番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分の2番から11番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてを、議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

今月の議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定は48件です。

それでは、議案書の10ページをお開きください。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

なお、本議案については、農地中間管理機構が、農用地利用集積等促進計画作成にあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定において、市町村に対し農用地利用集積等促進計画案を作成し、農地中間管理機構に提出するよう求めることができるようになっており、同法第19条第3項の規定において「市町村は、農用地利用集積等促進計画案の作成にあたり必要があると認めるときは、農業委員会の意

議長

見を聴くものとする。」となっていることから意見聴取を求めるものです。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第2号の1番と2番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定を準用し、22番委員の退席を求めます。

(22番委員の退席を確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第2号の1番と2番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定のうち、1番と2番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(22番委員の復席を確認)

次に、議案第2号の3番と4番について、ご審議願います。

これにつきましても、会議規則第25条の規定を準用し、29番委員の退席を求めます。

(29番委員の退席を確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第2号の3番と4番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定のうち、3番と4番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(29番委員の復席を確認)

次に、議案第2号の5番から21ページ48番まで、一括審議願います。

委員
議長

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第2号の5番から48番については、原案のとおり承認すること
にご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条
第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定
のうち、5番から48番については、原案のとおり承認することに決定
いたします。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定
についてを、議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地
調査の報告を求めます。

小委員長

10月10日の転用調査時に私と33番委員、35番委員、事務局3
名の計6名で現地聞き取り調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請に基づき現地確認と聞き取り調査を行った結果、譲受人は、意欲
的に営農に取り組んでおります。

1番から5番は売買、6番は兄弟への贈与、7番は知人への贈与、8
番は現在の耕作者への贈与で、贈与税に関しては理解しているとのこと
です。

8件のうち5番、6番、7番については、住宅に隣接する農地で所有
権移転の特例を適用した申請となっておりますが、いずれの申請地も面
的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響はない
ものと思われます。

最後に、農地法第3条調書及び位置図、字図につきましても、審議資
料の2ページから25ページに添付してありますように、すべての案件
に係る農地法第3条第2項の各号の判断につきましても、農地法第3条
調書のとおり、すべての案件が、前述の各号には該当せず、許可要件の
すべてを満たしているものと小委員会では判断しますが、審議資料等
をご参照のうえ、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第3号の1番から23ページ8番まで、一括審議願
います。

暫時休憩いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員
議長

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第3号の1番から8番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず、番号1番ですが、転用目的は駐車場です。

審議資料の26ページをお開きください。

申請地は、 から西へ120m離れた農地で、東と北は宅地、西は市道、南は雑種地に接しています。

農地区分・許可事項につきましては、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、申請地周辺の状況から、駐車場としての利用が見込めると判断し、所有地を駐車場として整備する計画です。

土地の形状については現状のままで、境界にはすでにブロックが設置されています。構造物の建築はないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号2番です。転用目的は、一般住宅です。

審議資料の27ページをご覧ください。

申請地は、 から南へ250m離れた農地で、北は市道及び畑、それ以外は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域内にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、所有地に自己の居住す

	る一般住宅を建築する計画です。 土地の形状については現状のままで、土留工事を行います。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。 また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。 なお、申請地は相続する際に分筆されておりますが、土地の特性上、崖や法面をからっているため、住居の安全性などを考慮し、このような形状になったとのことでした。 また、残地の農地は、地元に住む申請人の姉が相続を受け、畑として耕作するとのことでありました。 以上、2件の申請に対しては、報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。 それでは、議案第4号について、ご括審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第4号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを、議題といたします。 これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。 申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。 まず、番号1番ですが、転用目的は駐車場です。 審議資料の28ページをご覧ください。 申請地は、XXXXXXXXXXから北へ400m離れた農地で、東は畑、北と西は宅地、南は里道に接しています。 農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定

められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、隣接地に貸家を所有し、駐車場が不足することから、今回、申請地を取得し、駐車場を整備する計画です。

土地の形状については現状のままで、砂利舗装を行う予定です。構造物の建築はないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も、特に認められませんでした。

次に、番号2番です。転用目的は駐車場です。

審議資料の29ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから南東へ350m離れた農地で、北は市道、それ以外は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請地周辺の状況から、駐車場としての利用が見込めると判断し、申請地を取得して、駐車場を整備する計画です。

土地の形状については現状のままで、土留工事を行う予定です。構造物の建築はないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号3番です。転用目的は農家住宅です。

審議資料の29ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから南へ200m離れた農地で、東は畑、西と北は市道、南は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、観葉植物を生産販売する農家で、現在、借家住まいであることから、所有地に自己の居住する農家住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状のままで、境界にはブロックを設置する予定です。隣接地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号4番です。転用目的は駐車場です。

審議資料の26ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から南東へ130m離れた農地で、東と北は宅地、西と南は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請地周辺の状況から、駐車場としての利用が見込めると判断し、申請地を取得して、駐車場を整備する計画です。

土地の形状については現状のままで、砂利舗装を行う予定です。構造物の建築はないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号5番です。転用目的は駐車場です。

審議資料の30ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から北西へ770m離れた農地で、東と南は里道、西は市道、北は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、他のいずれの要件にも該当しない、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地のその他の農地に該当します。

申請人は、現在、近接地で精密機械の製造工場を営んでおります。工場の増設に伴い、大型車両用の駐車場が不足することから、令和6年7月18日第37回農業委員会で、転用許可の承認を受けた、駐車場予定地の隣接地を取得し、駐車場を整備する計画です。

土地の形状については現状のままで、土留工事を行う予定です。構造物の建築はないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号6番です。転用目的は資材置場です。

審議資料の31ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から南西へ270m離れた農地で、東と西は宅地、南は原野、北は国道に接しています。

農地区分・許可事項につきましては、住宅等が連たんする区域にある農地であることから、第3種農地の市街地内農地に該当します。

申請人は、農業用資材やハウス等を販売する法人の代表で、今回、新たに本市での事業を展開するために、申請地を取得し、資材置場として整備する計画です。

土地の形状については現状のままで、土留工事を行う予定です。構造

	物の建築はないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。 また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。 以上、6件の申請に対しては、報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。 それでは、議案第5号について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
28番委員	3番について、なぜ農家住宅としたのか。税法上、何か特典があったからか、それとも観葉植物を営農するうえで農家住宅にする必要があったからか、理由を教えてください。 また、4番は設定が売買ではなく、贈与となっていますが、理由がわかれば教えてください。
事務局	まず、3番ですが、農家住宅に対する税法上の特典等はありません。観葉植物や資材等を置くということで、農家住宅となっております。 4番については、当人同士で十分話し合った結果で、贈与としております。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第5号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第6号農用地あっせん申出についてを、議題といたします。
事務局	事務局に議案の説明を求めます。 議案書の27ページをお開きください。 議案第6号農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明いたします。 今月は、売渡申出が12件、貸付申出が1件でございます。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 なお、見取図、地籍図につきましては、審議資料の32ページから

	56ページに掲載しています。 続きまして、買受・借受希望をご説明します。議案書は30ページになります。 今月は、買受申出が1件でございます。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 それでは議案第6号について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	ご質疑なしと認めます。 このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。
事務局	それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。 売渡・貸付から申し上げます。 議案書の27ページをお開きください。 番号1は、30番委員と11番委員。 番号2と番号3は、21番委員と2番委員。 番号4は、36番委員と17番委員。 番号5は、17番委員と36番委員。 番号6は、36番委員と17番委員。 番号7は、35番委員と15番委員。 番号8は、20番委員と1番委員。 番号9は、12番委員と31番委員。 番号10は、31番委員と12番委員。 番号11と番号12は、23番委員と4番委員。 番号13番は、21番委員と2番委員。 引き続き、買受・借受希望について申し上げます。 議案書の30ページになります。 番号1の山川成川地区は、24番委員と5番委員。 山川小川地区は、31番委員。 以上、事務局案として提案いたします。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま、事務局案が発表されました。 それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。
委員	(各委員了解あり)

議長	それでは、議案第6号は原案のとおり承認することとし、あつせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。
事務局	次に、議案第7号利用状況調査に係る非農地判断についてを、議題といたします。
	事務局に議案の説明を求めます。
	議案第7号利用状況調査に係る非農地判断についての説明をいたします。
	議案書は31ページから32ページになります。
	今回の非農地判断は、垂門公民館の東側、西側、北側と新西方簡易郵便局の東側、南側を対象としております。
	(番号1を議案書どおり読み上げ説明)
	以下については、お目通しください。
	今回の非農地判断につきましては、農地法第30条に基づく利用状況調査等により、農地に復元して利用することが困難と見込まれるとして分類された農地が、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断を行うため、事務局で現地確認の再調査を行いました。
	その結果、議案書に記載の農地は山林の様相を呈しているなど、農地として復元しても継続して利用することが困難と見込まれることから、農地に該当しない土地であることを確認しました。
	よって、26筆12,430㎡の農地につきましては、農地に該当しない土地、いわゆる非農地としての判断について、承認を求めるものです。
	なお、非農地判断後に農地復元等が確認された場合は、改めて農地台帳に登載することとなります。
	皆様のご審議をよろしく申し上げます。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。
	それでは、議案第7号について、ご審議願います。
	ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第7号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第7号利用状況調査に係る非農地判断については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	本日の議題は、これで終了いたしました。

委員
議長

事務局

ほかにはございませんか。

「なし」の声あり。

ほかになれば、その他に入ります。

その他について、事務局の説明を求めます。

その他について、ご説明いたします。議案書の３３ページをご覧ください。

その他（議案書３３ページを参照して説明）

１．一時使用届出について

２．１０月の行事報告

３．１１月の行事予定等

議長
委員
議長

ほかにはございませんか。

「なし」の声あり。

ほかにはないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、第４回指宿市農業委員会を閉会いたします。

事務局

全員ご起立ください。

一同礼。

（閉会 午後３時３０分）

指宿市農業委員会会長 松木 茂久

議事録署名委員 ９番委員 _____

議事録署名委員 １０番委員 _____

